

# News Release

平成 27 年 6 月 4 日  
N I T E ( ナ イ ト )  
独立行政法人製品評価技術基盤機構

## 化学物質総合情報提供システム (CHRIP) の更新

N I T E ( ナ イ ト ) [ 独立行政法人 製品評価技術基盤機構 理事長：辰巳 敬、本所：東京都渋谷区西原 ] は、平成 27 年 6 月 4 日 ( 木 ) に、化学物質に関する国内外の法規制、有害性やリスク評価等に関する情報を提供しているデータベース「化学物質総合情報提供システム ( C H R I P ) 」 ( 通称：クリップ ) のデータの更新を行いました。

### 1. 主な更新内容は以下のとおりです。

#### (1) 法律改正

- ・ 韓国：化学物質の登録及び評価等に関する法律／化学物質管理法  
従来の「有害化学物質管理法」を 2015 年 1 月施行の「化学物質の登録及び評価等に関する法律／化学物質管理法」に置き換えました。また、新法に合わせカテゴリ名の変更、観察物質の削除を行いました。

#### (2) 政令改正

- ・ 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律  
2015 年 4 月 8 日公示分に基づき政令名称を 1 件追加しました。

#### (3) 公示等による対象物質の追加等

- ・ 労働安全衛生法：公表化学物質  
2015 年 3 月 27 日公示分の 239 物質を追加しました。
- ・ 米国有害物質規制法 (TSCA)：要新規利用規則 (SNUR)<sup>※</sup>  
2015 年 5 月 26 日発効分までを反映し、19 規則追加、1 規則削除しました。
- ・ IARC (国際がん研究機関)：発がん性評価  
2015 年 4 月 7 日更新分を反映し、2 物質 (ダイアジノン、グリホサート) を 2A に追加、3 物質をグループ変更しました。

### 2. 更新内容の詳細は以下をご覧ください。

<http://www.safe.nite.go.jp/japan/osirase.html>

※ 重要新規利用規則 (SNUR)：SNUR は、「Significant New Use Rule」の略。新規化学物質の規制において、申請者に対する同意指令 (Consent Order) に加え、申請者以外の者にも同様の規制を行うために、TSCA 第 5 条 (a) 項 (2) 号に基づき公布される規則。

#### お問い合わせ先

独立行政法人製品評価技術基盤機構 化学物質管理センター所長 木井 保夫  
情報業務課 担当者 木幡、小原  
電話：03-3481-1999 FAX：03-3481-2900